

税制調査会（第 11 回）議事録

日 時：平成 21 年 11 月 24 日（火）17 時 30 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣

少し集まりが悪いようですが、国土交通副大臣がおみえなっていますし、追っ付け文部科学副大臣もおみえになるだろうと思いますので、ただいまから「税制調査会」第 11 回目になります。開催したいと思います。

本日は前回に引き続きまして要望項目の集中審議を行います。本日は国土交通省と文部科学省の要望項目について審議を行います。

前回の審議で論点を明らかにして議論を行う時間が取れませんでした。本日から、各副大臣の冒頭説明は制度の説明ではなくて、ゼロ次査定の評価に対する御意見に絞っていただければと、15 分間程度と限らせていただければと思います。

その後、財務、総務の両政務官から論点を御提示して議論に入ることにしたいと思います。それぞれの要望項目の評価結果につきましては、国税・地方税別にお手元に配付してありますので、よろしく御参照ください。

それでは、カメラさん、ここで退場していただければと思います。

（カメラ退室）

○峰崎財務副大臣

まず、国土交通省の要望項目について審議を行いたいと思います。国土交通副大臣から御発言があれば 15 分以内でできる限りお願いしたいと思います。

どうぞ、よろしく願います。

○馬淵国土交通副大臣

国土交通省の今回の税制改正要望につきまして、私の方から、一部御説明も兼ねまして、15 分以内ということですのでお伝えさせていただきたいと思います。

まず、国交省としましては、活力あるいは成長力の強化ということで、今回の税制要望をさせていただきました。

また、見直しに関する基本方針に基づく再検討を行っております。C・Dの査定項目を今回この書面の方に載せさせていただきましたが、これにつきましては、是非調整チームにおける政務官協議、これを申し入れているところでございます。今後、具体的な協議調整は随時調整チームにてお願いしたいと思っております。

本日、代表例として議論させていただきたい部分というのは、まずは 3 点ございまして、これはお手元の資料の 6 ページからでございます。

今般の経済状況をかながみて、やはり住宅産業の支援、これは非常に重要なものという位置づけの中で、住宅取得等資金にかかる贈与税、非課税枠の拡大についてでございます。

これは、ゼロ次査定ということでは、大変厳しい評価をいただいたというふうに思っておりますが、この相続時精算課税制度の特例の延長・拡充というものを、6ページに、6つのテストについての私どもの位置づけというものをここに書いております。

ここにありますように、現下の厳しい経済情勢を踏まえれば、内需の柱である住宅市場の活性化は急務である。高齢者の保有する眠れる金融資産を活用し若年層の住宅取得を促進するために、本特例の拡充は必要であるということを我々の主張として述べております。

こうした私どもの主張に対しましては、いわゆる金持ち優遇であるといった御意見が挙げられておりますが、しかしながら、今日、眠れる資産と言われる金融資産について贈与を喚起すること、これが必須であるということ。また、受贈者の中心世代は20代から30代、更にはその方々の年収というものは400万円台から700万円台といったところが中心であり、いわゆる高所得者層をその対象としているものではないということ、これが、まず私どもの主張でございます。

こうした中で、今日まで行われていた制度につきましては、極めて使い勝手が悪いという批判がございました。その中で今般この枠の拡大ということで500万～2,000万円ということがございますが、実質は8ページでございますように、贈与税が課されない上限4,000万から、4,500万円という位置づけでございます。

こうした贈与税の枠の拡大におけるその効果ということではありますが、波及効果に関しては約6,000億といったものを見込んでおります。このような形で住宅取得資金に係る贈与税非課税枠の拡大、今回、私ども再度見直しにつきましては、お願いをさせていただきたいということでございます。

今、申し上げたところは、10ページに、先ほど申し上げた年齢分布あるいは受贈者の年収分布、これをグラフで載せております。こちらを御覧いただきたいと思っております。

経済効果の試算に関しましては、9ページの左下の箱に囲んでございます。平成13年改正による非課税枠拡大時の利用者の増加傾向をそのまま当てはめて試算した結果でございますが、経済効果は約6,000億、0.6兆円ということでございます。

このような形で住宅取得、住宅を内需の中心とさせていきたいということで、改めて中心の要望として第1点御説明させていただきました。

2点目でございますが、11ページからでございます。環境対応型海外建設プロジェクト形成促進税制の創設でございます。

これは地球温暖化問題への対応が、世界的規模の共通課題となる中で2020年までに、90年比25%削減という中期目標に向けて、我が国が建設分野におけるCDMプロジェクトの促進を図るため税制上の特例措置を創設するという目的のために、要望させていただいたものであります。

現状において、CDMプロジェクトの実施手続、これは非常に時間と経費を費やすケースが多いといったことから、これを新たな方法として企業のリスク軽減を行う税制上

の支援策を講じる必要があるということから、今回のこの要望となっております。

12 ページの下の囲みでございますように、今回の措置の内容は、内国法人が CDM プロジェクトを実施する場合に、実施する外国法人への投融資を行う際の株価低落あるいは貸倒れによる損失、これらに備えるもの。

また、自ら実施する CDM プロジェクトが頓挫したためにプロジェクトに要した費用が回収できなくなる損失に備えるため、株式等の取得価格の 30% 以下の金額を、その損失準備金として積み立てた場合、その金額を損金に算入することができるものとするものであります。

海外への建設投資に関しましては、今次におきましては、なかなか厳しい状況もございますが、一方で、内需を拡大すると同時に、外需のバランス、内外需のバランスを取って国土交通省としても、この国の経済対策、成長戦略を遂げていきたいということから、改めましてこの海外建設プロジェクト形成促進税制の創設をお願いするところでございます。

続きまして 13 ページでございますが、同様に建設市場開拓型の形成促進税の創設ということで、国税・地方税ということで要望を挙げさせていただいております。これもさまざまなリスクが存在する中での建設プロジェクトの受注が促進されることで、アジア等の成長力を我が国の成長につなげるとともに、建設技術の移転等を通じた国際貢献を推進することが可能となるものであるということ、14 ページの下の四角に税制上の特例措置の内容としましては発展途上にある外国、アジアということで、これらに対しては、建設請負の場合、当該事業年度における取引にかかる収入の 3% あるいは所得の 80% のいずれか低い金額、また調査・設計等に関しましては収入の 20% あるいは事業所得の 50% のいずれか低い金額、これらを損金算入することができるというものであります。

このような形で、新たに建設市場開拓型の建設プロジェクト、中小も含めた方々の海外進出を促進させるものということで今回の要望として挙げております。

16 ページ目には、こうした中でのモデルケースとして台湾の高速鉄道、これらのプロジェクトを示させていただきました。一部の産業に特定した税制要望ではないかといった御批判もある中で、基本的にはインフラ整備というものはさまざまな産業に関連してまいります。国土交通省の所管する建設産業というのは幅広い裾野を持ちます。したがって、建設のみならず、電気設備あるいは機械、こういった広い裾野を持つ産業の育成にもつながるということから、改めてこの要望のお願いということでございます。

3 点目としまして、17、18 ページでございます。地方税として挙げてございますが、国内線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置の延長・拡充。固定資産税分、これについてのお願いでございます。

国内線の就航ということで、これはとりわけ地方路線に特定をしたものであります。

て、地方路線の就航時間割合が3分の2以上に限るものに関しては、今後その保有する機材につきましては、大型機から中型機あるいは小型機へと転換される中、そのコストの軽減に結び付くようにということで、固定資産税の特例のお願いということで、これは拡充、更には期限の延長でございます。

当然この機材の保有に関しましてはリース等も考えられますが、こうしたものを含めながら、地方路線の中で一定以上、地域の活性化に寄与する航空機の固定資産税の特例ということでのお願いでございます。

この航空機固定資産税に関しましては、地域の活性化または国土交通省所管とします航空産業の中でも、離島航路を含めた地方路線、地域の公共交通の要となる部分に対しての支援が必要であるということからお願いをさせていただくことであり、地方路線の維持というものに関しましては、国が総力を挙げて取り組むべき課題ではないかということからの強調すべき課題としてのお願いでございます。

その他、20 ページ目からは、今、上記3点を中心に要望を挙げさせていただきましたが、その他のC・D査定項目に関する説明資料として20 ページ以降にございます。

これらに関しましても、先ほど申し上げたように、同様に重要な項目ということで、これらも随時調整をお願いしたいと思います。

細かな説明は申し上げませんが、先ほど峰崎副大臣からの御指摘のとおり制度の説明ということは避けますが、こうした中で、幾つか御指摘をさせていただきたい部分といたしまして、交通バリアフリー設備に係る特別償却制度の延長及び拡充、これは37 ページ、38 ページでございます。

交通バリアフリー設備に関してでございます。これはもう既に十分なバリアフリー化の社会というのは、それこそスタンダードとして認められるものではないかといった御意見もございますが、目標年次に関しましては、ちょうど22年末ということでございまして、あと1年間ということで、あと1年の中で準備をさせていただいているものもありますので、これは是非御理解をいただきたいということで、お願いとして述べさせていただきます。

あとは、スーパー中枢港湾につきまして、47 ページ、48 ページ、スーパー中枢港湾における指定会社等が取得する外貿埠頭業務用不動産の所有権移転登記に係る登録免許税の特例措置の新設と長々と書いておりますが、スーパー中枢港湾は、現在、国土交通省の成長戦略会議の中でも改めてスーパー中枢港湾を一定程度絞る形でということが検討が始められております。

その中で、今次におきましては、海外のこうした港湾に関しましては、極めて低い水準で費用を抑えられ、船舶登録にかかるような費用の減免がなされております。こうしたことからスーパー中枢港湾に関しましては、今次におきましては大阪港のほか、本税制の時限を区切ることによりまして、神戸、名古屋港でも民営化を前倒し検討するということから要望としては是非お願いしたいと思っております。

あと、目立つものとしましては、49 ページ、50 ページで、関空の登記についての特例措置の延長がございます。

関空の登記に関しましては、これも一事業会社に対してという御意見がございますが、これも2年間で減収見込み額、16 億円ということでありますが、国の代行で設置管理を行う会社でありまして、これも海外のライバルとの関係から言えばイコールフットィングということで、これらの措置、引き続きお願いをさせていただきたいということがございます。

あと、細かなことの制度の説明は結構ですということでもございましたが、この項目は非常に多数ございます。併せて、空港ということで、103 ページ、104 ページ、これは成田空港でございます。これも地方税でございますが、成田空港が所有する業務用固定資産に係る課税標準の特例措置の延長ということで、これもお願いをさせていただいておりますのは、特例措置2年間の適用期限の延長ということでありまして、関空並びに中部会社に関しましては、国と同水準の2分の1の恒久減免の対象となっております。

成田のこの会社に関しましては、非常に厳しい経済状況の中、新型インフルエンザあるいは景気低迷によって、今期は赤字転落の可能性もあります。国際競争力の強化を図る中では必要な設備投資を確実にし、そして新たに発着回数30万回、これに向けた取組みを推進するためにこの特例措置の延長が不可欠との判断をいたしました。

関空と成田、成長戦略会議の重要な成長戦略の4つの柱の重要な位置づけとして、是非とも要望として改めてお願いをしたいということもございます。

以上で、時間15分ということでございますので、主要項目について御説明並びに要望のお願いとさせていただきます。

○峰崎財務副大臣

それでは、次に古本政務官の方から国税分についての論点について提示をお願いします。

○古本財務大臣政務官

政務官の古本です。今、国交副大臣、馬淵さんの方から伺いましたが、要望のあった順番に少し論点を整理したいと思いますと思いますが、まず、要望事項の1の環境対応型海外建設プロジェクトでありますけれども、これはいわゆるクリーン開発メカニズム、CDMということだと思っておりますが、おそらく国交省全体の中でCDMをどうとらえるかという位置づけを少し整理願いたいということでもあります。つまり、環境省が中心となって、今、既に導入されていて、東欧諸国などでも実績がもう既にあるかと思っておりますけれども、これは例えばCDMを推進する政策的な枠組みあるいはもっと言えば法律事項による担保のようなものが、まずは整理した上で、少し国交省としてCDMに取り組んでいくという、そういった整理も租特で少し恩典を与えるという以上は、この議論は必要ではなかろうかということでもあります。

それから、投資に当たってのいろんなリスクテイクという話もありましたけれども、これは現状では、いわゆる援助国とホスト国、渡す側と受ける側、これはお互いに相互承認が必要だという整理になっておりまして、おそらく今後どのプロジェクトで、どの社が受注するという極めて民の話になっていくわけでありまして、環境省、外務省、関係省庁とよく御相談いただいて、一定の政策枠組みが整うのであれば、また、この御議論は妨げないということでございます。

2点目の、いわゆる建設市場の開拓型海外建設プロジェクト形成促進税制という新規の御要望をいただきましたけれども、仮にいわゆる特定の業界というふうには決して思っておりませんで、言わばゼネコンですから、ゼネコンの下のいろんな関係の業種という裾野が広い分野でありますので、そういった方が受注をされたという前提に立ちますと、海外所得の最大8割を所得から控除ができるという、課税の公平の観点から言えば、相当に厳しい、論点をいただいております。公平、透明、納得の税制という観点からいきますと、どうなんだろうかという課題を提起しておきたいと思えます。

他業種で、本当に海外に進出するというところが幾らでもある中で、なぜ、いわゆるゼネコンを中心としたその下にぶら下がる、先ほど台湾の例もありましたけれども。

○馬淵国土交通副大臣

そこは、建設業。

○峰崎財務副大臣

ちょっと待ってください。とりあえず、一度すべてこちらの論点を出しますので。

○古本財務大臣政務官

すみません、ざっと申し上げます。

そういうことを、ほかの産業セクターで言えば、少なくともこういう制度はありませんので、どうなんだろうかということでございます。

なお、これを調べてみますと、平成15年度の改正で既に廃止されておりますけれども、技術等の海外所得の特別控除という制度がありまして、このときはコンサルを中心とした話だったと思うんですけれども、そのときでさえ、控除率を調べますと12%ないしは15%ということで、今回の8割控除というのは、仮に実現をすれば破格の控除ということになります。

コンサル相当部分に対しての控除ではなくて、本体全体にかかってくるとなりますと、言わば相当なおまけをするということになりますので、国民的な合意が得られるだろうかということでございます。

もう一点、住宅取得促進関連でございました、22番の住宅取得等資金に係る相続時精算課税の特例ということもございますけれども、これは贈与税ということになるかと思えます。

実質的に、現在500万円の非課税枠があるんですけれども、ここを2,000万に引き

上げるということになりまして、過日もこの場で資産課税のいわゆる全体を少し議論した方がいいのではないかという提起をしている最中に、基礎控除 2,000 万更に引き上げるということになるわけでありまして、相続税の議論の全体との整合性をどう付けるのかということの論点を整理しておきたいと思えます。

現行の非課税枠が最大 4,000 万ございます。このうちに 2,500 万超の受贈者、受ける方は、約 1 割しかございませんで、更に 3,500 万以上を受けておられる方は、わずか 1%未満という実態がありまして、全国で 300 件しかないということで、非課税枠の拡大ということが果たして、今言われた 6,000 億でしたか、その効果がどの程度あるかということも含めて、税の公平性の観点から少し整理が必要ではなかろうかと思っております。

続いて 29 番の交通バリアフリー整備もいただきました。これはエレベーターですとか、低床、床の低い路面電車あるいはリフト付きのバス、航空機、こういうカテゴリーになるんですけれども、実は低床の路面電車とリフト付きバスについては、既に別途補助金が入っております、補助金の歳出で面倒見るのか減税で対応するのかという議論は少し余地はあると思えます。

なお、これは約二十数億入っていると思うんですけれども、減収額の大宗は、航空機 1 件ということになっておりますけれども、実はある 1 社の租特で、もうほとんどなんです、ですから、果たしてその 1 社向けの減税ということになっておりますけれども、議論の整理は必要ではなかろうかということでございます。

あと、関空の話を 34 番でいただきました。登免税をおまけしているという話でありますけれども、これは実は関空の来年度の補給金 160 億が、例の事業仕分けで議論になっている矢先でありますので、関空支援の全体の在り方の議論の決着を見てこの合理性の話を少し整理したいと思えますが、なお平成 10 年から 17 年まで、既に中空は、こういうことが入っておりますが、中空については、もう既に適用外になっております。

それから、これは成田についても、当初非課税があったんですけれども、もう既に滑走路用地の取得等々の際には、登免税を納めていただいておりますので、何ゆえに関空だけという議論は、やがて惹起されてしかるべきということになると思えます。

もう一つおっしゃっていただきました、外貿埠頭がございました。34 番の外貿埠頭ですけれども、これも実は調べますと、なるほど、大阪については市長が既に民営化で手を挙げておられますけれども、これに続くだろうと想定されるのは横浜と名古屋港と神戸港ということで 4 つの埠頭公社に限定されるんですね。したがって、こういった税の恩典をあらかじめ想定される社に絞ってやるということの公平性を今後どう整理していくかという課題の提起をしておきたいと思えます。

以上です。

○峰崎財務副大臣

それでは、総務省。

○小川総務大臣政務官

地方税の観点で、実務的に論点の整理をさせていただきたいと思います。

航空機に係ります特例措置の拡充と延長の御要望をいただきました。今回、地方税の観点から3つ論点整理させていただきたいんですが、基本的に長期にわたる、10年超にわたるものに関しては、根本から議論をさせていただきたいということで申し上げてまいりました。

3つあるうちの1つ目の航空機ですけれども、創設が53年ということで、30年超にわたる特例措置でございます。そういう意味で改めて見直させていただきたい。

そして、航空機に関するさまざまな公租公課がたくさんあることはよく存じております。しかしながら、量的に比較しますと、航空機燃料税が800億から900億、着陸料と施設の使用料が1,200億から1,300億、それとの比較で申し上げますと、固定資産税はそもそも16億とかいう程度の話、これを2億、3億まけてきたのがこれまでの制度であります。税制特例はこの間、よくよく御覧のとおりでありまして、これだけの労力をかけて一つ一つ生み出したり、整理したりしている手続きだということも併せてお考えをさせていただきたいと思います。

最後に、拡充御要望の件でございますが、これまで130トン未満の航空機ということであれば大体737型機でありました。これは確かに赤字路線、全体の4分の3が赤字路線かと思いますが、6割は赤字路線に飛んでいる。

しかし、今回の御要望の200トンまでこれを拡大しますと、767型機が入ってきます。私もこれは毎週乗っています。これは恐らく羽田と主要都市間とを結ぶ主力機でありまして、現実に赤字で就航している割合は19%ということでありまして、こういう観点もろもろから改めてこれは議論させていただきたいと思います。

成田空港の関連、これも昭和40年の創設でございますが、長期特例を見直させていただくという趣旨の一環であります。

併せて、先ほど赤字転落の恐れというコメントもございましたが、今期に43億、前期には85億という、これは大変な経営努力があつてのことかと思っておりますけれども、こういう収益状況の中で、現在10億前後の固定資産税について、改めてその負担の在り方を議論させていただきたいという趣旨でございます。

最後に、港湾の関係は国税と重複いたしますので、既にこれも神戸港以外は黒字の見込みだというふうにお聞きをしておりますし、これも56年以来、30年近い特例措置ということで、今般改めて議論させていただきたい。

以上、3点について地方税の観点から論点を申し上げました。

○峰崎財務副大臣

国土交通副大臣、勿論反論はあるでしょうから御指摘ください。

○馬淵国土交通副大臣

幾つか御指摘をいただいた中で、まず、建設業の海外進出に関しまして、古本政務官から御指摘をいただきました。

建設産業に関しての海外進出、特定のということで御意見がございましたが、特に申し上げたいところは、海外建設市場は2007年度に過去最高額を更新しましたが、2008年度は低い水準に戻るということで、とりわけ建設事業というものが、極めてカントリリスクにさらされやすい状況にあると。製品の輸出やあるいはノウハウの提供ということによらない建設という、現場、オンサイトでの作業ということも含めまして、こうしたリスクテイクが非常に大きくなる、そういった中で改めて私どもは、大手のみならず、中堅、中小、こうした高い技術力を持ちながらも、そのインフラのところ、不安のある企業に対する支援措置ということを前提に、今回挙げさせていただいたということであります。

ある意味、建設産業という産業の持つ特殊性、固有性というものを御配慮いただけたらと思います。

それから、先ほど住宅の贈与税の非課税枠の拡大についてということで、これも御意見をいただきました。

相続税との関係からこれも議論しなければならないということ。これもよく理解しておりますが、一方で、住宅の取得に関しては、500万から2,000万円の拡大ということですが、現状での住宅取得資金の平均が、10ページにもございますように、1,805万円、こうした中で、また平均贈与額1,483万円という数値を現状の分析としてとらまえば、今ある資産、親が子に与えるという持てる資産の枠の中で2,000万という金額が決して現状の行動の中から大きく外れたものではない。

また、先ほどの繰り返しになりますが、20代、30代という一時取得の方々に対する年収の中でも、400万から700万ということですから、ある意味、分厚い中間層となり得る、購買者となり得る方々の生活の基礎を守る住宅ということでもありますので、まずは住宅取得ということに内需のその第一歩を踏み出していただくということが重要ではないかと考えております。

改めて私どもとしては、内外需のバランスを取っていく上においては、住宅産業というものが中心となるべきであるということをお伝えしたいと思っております。

それから、成田並びに関空の話がございました。関空に関しましては、補給金の話、これも事業仕分けである意味華々しく取り挙げられている部分なのかもしれません。関空に関しましては関西三空港の在り方そのものから議論が必要だと思っております。

これも繰り返し申し上げますが、我が省においても、国交省の成長戦略会議において、オープンスカイ、その位置づけの中で関西三空港問題に関しましては、年内あるいは年明けに議論の煮詰めを行っていきたいという中では、来年度の対応としては、是非ともお願いをしたいという位置づけであるということを繰り返し申し上げます。

そして、また関空に関しましては特殊事情がございます。これは、海上型空港ということで、大変そのコストがかさんだということで、1兆円を超える有利子負債を抱える会社となってしまった。その他の空港会社に関しましては、国の施設並びの形で十分にペイする現状ができたと思いますが、こうした特殊な関空におきましては、工事も含めて極めて厳しい状況の中であつたものであるということも御理解を賜りたいと思っております。

成田でございますが、これもまだまだ余裕があるのではないかとということで、御指摘をいただいたものでございます。しかしながら、これは羽田、成田これらを拠点として、今後、首都圏において成長するアジアへの展開ということでは重要な位置づけとして考える上においては、今一度この設備投資を図っていかうとする企業に対しての特例措置というものが必要であると判断いたしまして、今回の要望に上げさせていただいたということでございます。

あとは、御指摘の部分で、小川政務官の方からいただいたのは、地方路線の件でございますが、中型機まで広げると、黒字路線も十分カバーするということになりはしないかということでもあります。長きにわたって続いてきたということについては、これは否定をいたしません。そのとおりでございますが、地方路線については、やはり公共交通機関としての重要度、これをかんがみまして、今回、航空機に関する固定資産税の措置というものを是非お願いしたいということで、私どもとしては改めての要望ということを繰り返し申し上げたいと思っております。

以上です。

○峰崎財務副大臣

今、それぞれお話がございましたが、これからまた少し時間がございますので議論していただきたいと思っておりますが、どなたでも結構でございます。

どうぞ。

○長浜厚生労働副大臣

この資料に基づいてでよろしいですね。

○峰崎財務副大臣

はい。

○長浜厚生労働副大臣

御説明になかった部分で大変重要だと思う部分があつたんですが、29 ページと云えばいいんでしょうか。事業用建築物に係る耐震改修促進税制の延長というところでございますが、ページはおわかりになりますでしょうか。「国9・10」というものですね。

これは平成18年度に創設されたばかりの大変大事な税制で、私どもにとりましては何が関係があるかといいますと、病院なんです。病院は今更言うまでもないんですが、地震発生時に人の命を守るという施設であつて、病院の耐震化率はまだ50.8%という状況でございます。何としてもそのためにも、この税制の延長をお願いしたいという

ところでございます。

次のページの「国 11・12」「地 16」という高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の拡充というところもそうでありますけれども、これはちょうど先の国会で、私、国交委員会で通した法案ですが、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正するという法律でいわゆる高齢化社会の中において高齢者の居住の安定確保、賃貸住宅のところで確保していくというところでございます。国土交通大臣と厚生労働大臣との基本方針の策定等、住宅行政と高齢者福祉行政との密接な連携が求められているところでございますので、この延長及び拡充を要望いたします。

以上でございます。

○峰崎財務副大臣

それでは、経済産業大臣政務官。

○近藤経済産業大臣政務官

同じくこのペーパーに沿っての話でございますけれども「地 14」環境性能に優れた自動車に対する税制の適用範囲の拡大でございますが、この点については田島環境副大臣とも合同で申し上げたいと思っておりますけれども、この資料にございますように、まだまだ保有についての減税ということでございます。

自動車税のグリーン税制、まだまだ保有については6%にすぎず、資料にもございますけれども、是非保有比率を高めなければいけないと考えておりますので、是非とも延長をお願いしたい。

また、関連して自動車エコカー減税等々ございますけれども、こちらの方も政府全体のチャレンジ 25 の一種のエコカー減税の代表選手でありますから、エコカー補助金については景気対策として、そして、エコカー減税についてはより環境対策について重点を置いたものと考えておりますので、一体として進めていただきたいということを環境省と合同で強くお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○峰崎財務副大臣

ちょっとお伺いします。先に国土交通省の副大臣の方から出された、3つございましたね、特に重点的に要望された中身でございますが、これを先に議論をして、先ほどやりとりがあったわけですが、まず贈与税の非課税枠の拡大というところで、国土交通副大臣も贈与税の問題について、今、相続税、贈与税の考え方が整理されようという矢先であるということを知った上で、実は要望されているわけですが、この点、去年まで私たち自民党の税調の中で、与党は500万円でも大変な議論で、これは金持ち優遇ではないかという議論があったんです。それを更に2,000万というところで拡大していくということについて、どんなふうに見られるのかということと、私は絶えず住宅のローン減税も見ておりましたけれども、こういう税制によって住宅建設が増えていくということを絶えず言うんですけれども、実はこの間、住

宅の建設というのは客観的な事実として、これを利用する人はいたとしても、これは増えていかないというのが、これから少子高齢社会ですし、あるんです。

そういう意味で、いわゆる資源配分を考えたときに、果たして相続税、贈与税をこういう形で展開することによって、今ある住宅というものが更に量的な拡大というか、景気対策なんだということと言われながら、実はあまりなっていないという事実があるのではないかと私は見ているんですが、こういった点についてどのように副大臣はお考えですか。

○馬淵国土交通副大臣

確かに、昨年来の住宅着工件数というのは大変低迷をしております。しかしながら、相続時精算課税制度というものが、今日までにおいては非常に使い勝手が悪いという評価というものは一部ではあったのではないかと、私どもそのように考えております。

したがいまして、今回、枠を拡大することによって、ある意味、市場に対するメッセージというものには十分なるのではないかと考えております。

更に前政権においての 500 万創設のときの、当時の民主党の議論というのもよく承知をしておりますが、今次において内外需のバランスよい発展をさせるための住宅産業への強化という意味においては、眠れる資産と呼ばれる金融資産をいかに効果的に市場へ投入していただくかということについては、一つの政策の方向として、こうした贈与税というものに置き換えてということは十分効果があるのではないかとということで、改めて提出させていただいたということでございます。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○古本財務大臣政務官

各種住宅取得促進税制ということで、今日は触れられなかったんですけども、ありますね。これは是非、随時調整で御議論したいと思っておりますけれども、相続時精算課税の問題で言えば、今はあくまでも 500 万が非課税で残りについてはあくまでも別途相続のときに精算するんです。2,000 万非課税枠拡大ということは、この分は現実問題として資産税としては、残念ながら徴税し損なうということなんです。

この間、この場でも御紹介してきたとおり、累次にわたって相続税については、控除の枠を拡大してきて、ピーク時には 2 兆 5,000 億はあった税収が今や 1 兆台に非常に先細っている状況の中で、果たして最大使っている人がわずか 1 %、そこを集中的に応援していくかどうかという議論にもなる。

○馬淵国土交通副大臣

そこについては、先ほど申し上げたように、使い勝手が悪かった部分は大きいかなと思うんです。9 ページ目に円グラフを載せておりますけれども、その使い勝手の悪い点ということで、いわゆる兄弟間、これは生前ですから、兄弟、法定相続人間の話し

合いはまとまらないと、今、元気なうちにそんな話をしてということもあるでしょうし、それぞれの家族間で亡くなられたときに初めて意識ができるけれどもということ、ここは精算課税の制度自体が一般に浸透しづらい部分があったのではないかと、ここは枠の拡大ということによって促進させることができるのではないかと、金額をまずは大幅に上げていくということから、この住宅資金取得というところにインパクトを与えたいということなんです。ここは勿論、さまざまな御意見があるかと思えます。

○峰崎財務副大臣

この問題をどうでしょうか。引き続き随時継続で、また相続税、贈与税のところで議論することになりますので、またそのときに議論していただきたいと思えます。

続いて、最初に問題提起されておりました、海外建設プロジェクト形成促進税制については、いかがでしょうか。建設業だけが、こういう形で海外に進出するときのリスクをかなりウェイト高く求められているんですが、この点について勿論特定業界だけというふうに偏り過ぎているのではないかと。

○馬淵国土交通副大臣

ここも従来型の請負型事業というイメージで、例えばビルを建てる、あるいは橋をつくるということだけでなく、全体のエンジニアリングとして請け負う場合には、幅広い裾野の中での、全産業を巻き込んだ形での受注ということが想定されます。台湾の高速鉄道なんていうのはまさにそういったモデルケースでもありまして、ここにもございますように、勿論ゼネコンが高架橋やトンネル、軌道工事、こういったものも行います。また、電気、機械、いわゆる輸送システム全体、あくまで非常に裾野の広い産業全体を支援する形にもつながるということから、こういった海外建設プロジェクトに対する支援というものは、再度、私どもとしてはお願いする対象としてふさわしいのではないかと、ということでございます。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○小川総務大臣政務官

ちょっと話が戻って申し訳ないんですが、住宅税制に関連して、固定資産税についても御要望をいただいておりますので、これも創設から45年です。それから、世帯数が今4,700万世帯に対して住宅戸数が既に5,400万戸ということで、新築誘導そのものがこの先妥当性を持つのかどうかということ、これを是非議論させていただきたいと思っております。

また、私どもの調査ですと、これが実質的にはインセンティブになっていない。9割の人が知らなかった、あるいは考慮しなかったというような統計もございますので、この点も合わせて。

それから、近藤先生の方から、自動車の関係をいただきました。これはもう先週議

論しましたので、追いかけてはやりませんが、暫定税率廃止との関係と燃費基準のさらなる向上・引上げとの関係を改めて議論させていただきたいと思います。

以上です。

○馬淵国土交通副大臣

新築誘導ということで今、御指摘ありましたけれども、逆にまず新築なり住宅取得を考えておられる方々が、こうした税制の恩典がない場合にはどうなのかというアンケート調査結果を見ますと、9割の方が、その場合は影響があると御回答されていて、当然ながら、これは言わずもがなで、そう答えるだろうということかもしれませんが、少なくとも、こうした恩典があることによって促進されてきたというのは、マインドの中にはあると思います。

更には、新築のみならずリフォームということも、多分小川政務官なりはお考えだと思います。これは十分私どももリフォームも新たな内需の拡大につながると思っておりますが、産業として、いわゆる悪質な業者の排除とか、あるいは担保、さまざまな保険の制度も含めたもの、こうした中で産業として十分な育成が図られてきたものと、成熟度が高いものという意味では、やはり新築住宅というのは安定したものがある。リフォームはこれから私どもも中心にやっていきたいと思っておりますが、まだまだ情報の開示あるいは瑕疵の担保、さまざまな問題点がございまして、悪質な詐欺も横行するという状況の中で言うと、新築の促進ということが必ずしも私は住宅産業の中で変更したことだというふうには思わないというふうにお伝えしたいと思っております。

○峰崎財務副大臣

先ほどの固定資産税ですけれども、新築の特例でどのぐらい減税になっているかというのわかりますか。

○小川総務大臣政務官

1,400億ぐらいです。

○峰崎財務副大臣

まさに地方税の基幹税中の基幹税ですね。ですから、こういったところはある意味ではもう量的な追求というか、そういうものが景気をよくするんだという発想のところから、もう少しバリアフリーだとか、耐震だとか、そういう目的性みたいなものが重視されていけば、それはまた別だと思えるんですけども、そういう意味で言うと、やや長過ぎるし、また、今は影響が大き過ぎるという意味では、私もこの問題には相当考慮する余地があるのではないかと考えています。

もしなければ、この問題も引き続き協議するというので、先ほどの建設費の問題で、海外にプロジェクト形成するというのは、その辺は経済産業大臣政務官、どうですか。

○近藤経済産業大臣政務官

1つの問題提起として、国交省さんが提起された、システムを輸出するということは極めて大事な視点だと考えるわけです。それが税であるのかどうかというのはいろいろ議論のあるところかと思いますが、台湾の新幹線プロジェクトのようなものをシステムとして輸出する、そのコーディネートを国が後押しする。かつて日本興業銀行という立派な銀行があったわけですが、今はなくなっているわけで、そういった発想から、これは金融の措置がいいのか、税の措置がいいのかは別にして、国としてこういったシステム輸出を後押しするという観点は非常に大事な論点であり、後押しすべきであるということは強く申し上げたいと思います。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○小川総務大臣政務官

お触れになられなかったんですけれども、もし特段の御意見があればいただきたいんですが、トラック協会の交付金の関係で、もし特段のことがございましたらば、お願いします。

○馬淵国土交通副大臣

これは一番最後のページに載せております。運輸事業振興助成交付金の継続ということですが、これも皆さん方御承知のとおり、暫定税率の設置のときの見合いの措置ということでございますので、これはあくまで暫定税率がこの税調の議論の中で、どのような方向に向くかによって私どもとしても判断をしてまいりたいと思います。

現行においては、暫定税率がどうなるかわからないと言ったら大変恐縮ですが、暫定税率の取り扱いについて議論があるということにおいて、改めて継続して出させていただきましたが、一方で、トラック協会、バス協会ということで、18億、20億ということがあります。その用途については、またさまざまな意見があることも承知しておりますので、ここは私どもとしても、これを今後見直しがかかる場合においては、ある程度の中身を精査しながら、激変緩和といったことも十分に検討に加えなければならないという思いは持っております。

○小川総務大臣政務官

今後議論させていただきたい点だけ、もうよくよく御存じだと思いますので、今どき行政通知1枚で各県に出させているという現状を改めなければならないということと。

○馬淵国土交通副大臣

よく承知しております。

○小川総務大臣政務官

それから、基金が都合、両協会合わせて1,400億、たまりにたまっているということも含めて、今後また議論させていただきたいと思います。

○峰崎財務副大臣

先ほど厚生労働副大臣の方から出された点について、何か特に御意見はありますか。賛成というか、拡充の応援演説があったわけですが、どうぞ。

○古本財務大臣政務官

耐震の方は、公益性の高い施設のニーズというのはあると思うんですけども、果たして今後とも税の措置でやっていくべきなのか、本来、病院、百貨店、ホテル、非常に公益性の高いところでは、そういう措置がなくともやらなければいけないというレギュレーションで誘導していくのかというのは、議論の余地があっていいと思っております。

それから、高齢者の優良賃貸住宅、いわゆる高優賃についてですけども、これは附帯する施設を今回拡充してはどうかという御提案もいただいているんですけども、高優賃の横に病院をつくったら、いわゆる税の恩典を受けるということになると、高優賃が先なのか病院が先なのかわからないような議論になっていくおそれがある論点の一つと、あと、高齢者優良賃貸住宅の高優賃以外に、あと2つのカテゴリーが残っておりまして、そこでの整理をきちんとしていきたいというふうに思っています。

○峰崎財務副大臣

まだ、たくさん御意見その他あるだろうと思います。印象的な件なんですけど、相当予算の方の切り込みがあったので、その部分を税の方に振り向けられているのではないかと、少し私どもも厳しくさせていただいておりますが、随時検討チームで、これは引き続き議論するというので、いろいろ出されてまだ発言されたいことはたくさんあると思うんですけど、とりあえず国土交通省に関しては、この程度で終わらせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。社民党さん、国民新党さん、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○峰崎財務副大臣

それでは、続きまして、文部科学省の方に移りたいと思います。最初に15分程度で副大臣から御説明をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○中川文部科学副大臣

文部科学省は、コンパクトにまとめさせていただいております、順次説明をさせていただきます。

「平成22年度文部科学省税制改正要望の概要及び論点」というものを中心にお話をさせていただきたいんですが、この冊子に入って行く前に、まずトータルで、私たちが指摘をされた上で歩み寄った部分、妥協した部分を先にお話しさせていただきます。

1つは、スポーツ振興についてなんですけども、これが二通りありまして、1つはオリンピック・パラリンピック以外の世界競技の優勝者にも同じような税の減額の恩典をとということと、もう一つは、JOC以外の競技団体が金品を授与したときに、

それについての恩典をという二通りがあったんですが、片方をあきらめました。それこそオリンピック・パラリンピックのみに対して、ただし、JOCだけではなくて、ほかの団体がこれに報奨金を出した場合には、この金品を非課税とすることをひとつ考えていただきたいということだけに、半分やめて半分残したというところを御考慮いただきたいということで、整理をしていければと思っております。

次に、PFIについてですが、これは国立大学法人によるPFI事業にかかる特例措置については、PFI制度の所管官庁が内閣府でありまして、内閣府の方からもこの特例措置の要望があることから、これも内閣府にお任せをする。私たちは応援団に回るということで整理をしていただければありがたいというふうに思っております。

最後に寄附税制についてなんですが、これは、研究開発法人への寄附にかかる指定寄附金制度の創設については、文部科学省において研究開発力強化法に基づく研究開発法人全32法人あるんですけども、これは全9府省にかかっておりまして、これは寄附税制をトータルで議論していく中で整理をしていただくことになると思います。

ということで主要項目を整理させていただいた上で、提出をさせていただいた資料に入っていきたいと思っております。

1ページ目は全体の項目なんですけれども、その詳細に2ページから入っていきます。まず寄附税制の拡充の中で、1つは、適用の下限額の引き下げと、もう一つは、年末調整化によって、少額の寄附や継続的な寄附を含む寄附全体の増加が見込まれるということです。推計ではありますけれども、寄附の増加効果はコストを確実に上回るということで、私たちの分野での寄附というものが、いかにこの先大事かということから行くと、是非少しでも寄附の増加が見込める制度、それから簡素な手続きをやらせていただきたいということです。これは手続きの簡素化でありまして、税収に直接影響を与えるものではない。いわゆる年末調整の対象にしていくということでありますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

あと引き下げについての効果については、そこに書かせていただいたとおりでありまして、大体これぐらいのものを見込んでいるということであります。

次のページですが、研究開発法人への寄附金にかかる指定寄附金制度の新設でございます。これは、昨年成立しました議員立法の研究開発力強化法において、この点について国は必要な施策を講ずるものという項目が入っておりまして、国は幅広い事業者や国民からの寄附を促進する環境整備に取り組むことが、この法案によって必要だとされておりますので、特に発言をしていきたいということであります。

検討時期につきましては、先ほどの問題も含めて、研究開発法人の在り方等と並行して、寄附金税制の在り方PTの中で、是非前向きに議論を進めていきたいというふうに思っております。

次に5ページ、ここが一番肝心なところになってくるんですが、1つは、高等学校等の就学支援金の創設に伴う非課税措置、この就学支援金に対する非課税措置と、も

う一つ特定扶養控除の2つの問題について取り上げさせていただきました。

就学支援金というのは、高等学校の授業料のみに充てられる予定で、またスキームもそういうふうにならされていくということでもあります。

就学支援金が現行の所得税法第9条第1項第14号の学資に充てるため給付される金品は非課税であるという規定に当たるといことが前提になっておりまして、念のために、ここで非課税ですねということを確認させていただいたということでもあります。

次に7ページ、これも、実は改めてここに書かせていただいて、議論の俎上に乗せるということが前提ではないと思います。と申しますのは、この前も議論したように、マニフェストの中で特定扶養控除、老人扶養控除、障害者控除は存続をさせるということで、言い切っておりまして、これは一度議論をするのか、しないのかということも含めて、あるいはマニフェストをトータルで議論する戦略部分に付して、その付した中で、これも議論するんだということ初めてここに下りてくる議題だと思います。

そういう意味で、拙速にここでこの議論を始めないということをお願いしたいということでもありますし、もう一回確認をすれば、特定扶養控除は存続をさせるということでもありますので、その前提でいきたいと思います。

事務局が下の方でわざわざ書いておりますけれども、これは無視してください。私の意図ではありません。ここから議論を始めてしまったら、これは元の体系が崩れてくることになりますので、御理解いただきたいと思います。

次に、オリンピックの方ですが、これは先ほど申し上げたように、いわゆるJOCの報奨金ということだけではなくて、それぞれ違ったところからも、オリンピックとパラリンピックのみに限定するというのでよろしいから、これだけは認めてくださいということでもあります。結果的にはそういうことでもありますので、よろしく願いをしたいと思います。

最後に10ページなんですが、特例民法法人が設置する図書館、博物館、幼稚園は、その公益性の観点から固定資産税等は非課税ということで、一般社団・財団法人立の施設の固定資産税等の課税関係というものについては、実は未定になっております。これは、今、移行しているわけです。移行している中で、公益社団・財団法人については非課税ということがはっきりしてきているんですけれども、一般社団・財団法人に移行していくものについては、また、これが決まってくるまでありません。こういうところというのは、非常に小さな博物館とか、それもキラリと光った美術館など、そういうものを一覧表で、また見ていただいたらわかると思いますが、例えば長谷川町子美術館とか、日本カメラ博物館とか、古賀政男音楽文化振興財団とか、それ以外にもいろいろ一覧表であるんですけれども、こういうところが固定資産税を課税されるということになると存立ができないというふうなところも出てきます。あるいは料金を上げるとしても、こうした小さな規模ですから、なかなかそれで維持ができないということにもなってくるまで、大変な宝が、散逸していく、あるいは喪失していく

ことになるという危機感もあるものですから、これを非課税という形で仕組み作りをしていきたいということでもあります。

以上です。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。それでは、古本政務官、お願いします。

○古本財務大臣政務官

ありがとうございます。まず要望No. 1の寄附の話なんですけれども、実はこれは平成17年の控除限度額の拡充を、総所得の25%から30%まで拡充してまいりまして、平成19年改正でこれを40%まで拡充しております。したがって、類似にわたる拡充をしてきている中で、要は市民公益税制という主要事項でまた総務大臣からも課題提起いただいておりますので、じっくり議論すればいいと思っているんですけれども、制度がないから寄附が進まないのか、寄附をしようというマインドがないから寄附が進まないのか、やはりこの議論は尽きないと思うんです。

ですから、更に拡充をしていくことが相当性の観点から、果たしてどうなんだろうかということは考えております。なお、その際に5,000円から2,000円の、更に寄附をしやすくなるだろうということなんですけれども、仮に日本人の8割が限界税率10%以下という前提に立てば、200円のおまけを求めて寄附をするかという話に、極端な議論をいたしますとなると思います。額を下げることによる寄附の誘導ということが果たして、5,000円という水準はもうそろそろいい湯加減になっているのではないかということは思っています。更に、いただいた資料を見ていましたら、寄附金の増加の効果が6,000万に対し、所得税の減収額が3億ということになりますので、費用対効果で言えば、適用限度額の引き下げの方に関して言えば、残念ながら費用対効果には当たらないという整理ができようかと思えます。

年末調整の対象という御議論なんですけれども、実はこれは、今、仮に試行の観点で、多くの給与所得者が源徴になっているということで、その業務者、事業者側が今後どれだけの負担がかかるかということをし少し検討してみたところ、例えば年末調整の対象項目を増やすとなると、システム改修に恐らく事業者単位当たり500~600万かかるのではないかという説もありまして、これは文科省の調べていただいている数字なんですけれども、果たしてそれを乗り越えて、従業員の皆様が寄附も控除の対象になっているかということをし、この源徴義務者がやっていくことに対する費用対効果というところも、合わせて見ていかなければならないのではないかと考えています。

いずれにしても、この寄附の話は、所得税と個人住民税でそれぞれ適用範囲も異なっています。今日はいちいち述べませんけれども、少し年調の話をしていくということになりますと、相当大がかりな話になるんだらうなということになります。

それから、PTの話も中川副大臣から、きちんと御提案いただいている話なんですけれども、そもそも市民による公益増進ということをするということは、税によって

行政に納めるよりも、寄附によって政策選択するということになりますので、よほど対象の者を公益性の高いところに絞る等々のことと合わせて議論していくPTになると思うんですけれども、このことについては、22年度の改要望の議論が、少し整理した次のステップでできればどうかというふうには思っています。ただ、このPTの重要性は、よく承知をいたしております。

指定寄附金制度の話も合わせて申し上げておきますと、これは調べてみたら経団連全体の寄附額の利用率ということでは、枠をいっぱい使っていますというところは、わずか3.8%しかないという事実もありまして、要は制度を充実されていくという議論と今後の特増法人の議論の整備等も含めて、拡充がそもそも大事なのか、そもそもみんなで寄附しようというふうに全体のマインドを高めていくことが大事なのかという議論も合わせて必要になるというふうに思っています。

いただきました特定扶養控除の話なんですけれども、マニフェストはもうこのとおりコピーを取っていただいておりますので、このとおりでございますが、今後議論を、あくまで税制調査会という場で所得再分配の議論をしたセッションで、たしか私も課題提起したと思っているんですけれども、所得の再分配機能ということ考えたときに、個別の人的控除の中で、高校の3年間、16歳～18歳までの3年間について、他方で、こういった約12万の授業料を公立については免除、私立については補助という形になるわけですから、この事柄について、ベースは38万の控除に対して平成元年に45万にもってきました。その後、物価も非常に上がっていった中で、賃上げもあった中で拡充してきて、現在63万に至っているという現実を見たときに、果たしてこれを全く圧縮も何もせずそのまま残しておいて、他方で12万円が出ますということの議論が、授業料の減免が手当かどうかという議論の余地はあるにしても、これを一種の手当と見るならば、控除から手当へという議論の中で、全く触れることさえまならぬかどうかという議論は、もっと高度なところで一度さばいてから、この場に持ち帰るべきだという課題提起をいただきましたけれども、引き続きこの点については、所得の再分配機能を見直すという意味では触れてまいりたいと思っています。

非課税の話なんですけれども、これはそもそも授業料の減免の話が、学資金は非課税という規定になっています。この場でオフィシャルに確認を取りたいと思います。非課税です。非課税だという整理した上で、そもそも高等学校の就学支援金制度ということの制度設計が、現在まだ未確定だというふうに承知いたしておりますので、その部分がきちんと整理された段階でその適否を判断したいと思っています。学資金は非課税です。

オリンピックの話なんですけれども、これも中川副大臣の肝いりだという感じがだんだんしてきましたので、丁寧に調べたところ、要はバルセロナオリンピックのときに、例の岩崎選手に報奨金が初めて出たんです。あのときに、岩崎選手からも税金を取るのかという世論の批判から始まった制度なんです。ただ、そのときの読売新聞の

激論コーナーというもののコピーを出してきますと、賛否は全く分かれていたんです。オリンピックの報奨金に課税するべきかどうかというのは、要するにメダルを取ったということは、まさに名誉であり、国民の期待に応えてくれたということは、やはり特別対応すべきではないかという賛成論者と、あくまでも報奨金に課税することについて、それはきちんと措置すべきだという議論が分かれたという中で、岩崎選手の話がきっかけだったわけですけれども、今日的に、当時の報奨金制度と各種競技団体からのインセンティブということと言いますと、随分時代が様変わりしてきていると思いますので、今日オリンピックとパラリンピックに絞るといって御提案をいただいたんですけれども、今度はゴルフが種目に入ってくるという御議論もありますね。そうすると、オリンピックで優勝した、場合によってはある著名なプロプレーヤーが、別途何かもらったときに、オリンピックで入賞してますから、税でおまけするんだという議論に果たしてもつだらうかということも、今日的な課題としては、岩崎選手があの当時、本当に社会全体でスポーツ選手に対する、ユニホームに縫い込む冠の制度も余りなかったですから、そういう議論も少し整理をしたいと思っております。

オリンピックについては、以上です。

○峰崎財務副大臣

どうぞ。

○小川総務大臣政務官

地方税は1点だけです。民間団体の図書館、博物館の御要望をいただきました。これは、施設の性格も去ることながら、その法人の性格に着目しての特例でございます。基本的には公益性の高いもの、あるものについては公益認定を得られるだろうという前提に立っております。現在の見込みでも8割は公益認定を受けるということでございまして、基本的には租税のかかるものについては公益認定をお受けいただきたいという立場から、今後議論させていただきたいと思っております。

以上です。

○峰崎財務副大臣

副大臣、いかがでしょうか。

○中川文部科学副大臣

丁寧にお返事をいただいたような感じなんですけれども、さっきの公益認定の話からいきますと、これは、いろんな事業も兼ねた形のところもあったり、形態がさまざまなんです。その中で、せっかくのものが散逸する可能性が現にあるんです。だから、これは一つ一つどのような法人が対象になっているかということを確認した上で議論していく方がいいと思っております。

古本さんの丁寧なお話からいきますと、一番最初の寄附の件なんですけど、これで推定してどれぐらい変化が起きてくるかということについては、推定の基準によって相当数字も違ってくるのかなと思います。ただ、例えば2,000円への引き下げの話なん

ですが、1万円から5,000円に引き下げたときに、例えば寄附者が1.38倍に増加しましたという話であるとか、あるいは年末調整による増加もアンケートからいくと5%程度寄附増加の予想がありますとか、積極的なデータを取ろうと思ったら、幾らでもこういう形で上がってくる。否定的なデータを取ろうと思ったら、さっきのような話で幾らでも上がってくるということなので、これは両方を合わせて一遍やってみたらどうですかと、そんなにかたい話ではないでしょうという議論になっていくのだろうと思うので、これから続けていきたいと思っております。

研究開発法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設ですけれども、研究開発法人というのはこれから私たちの組織論としても一度まとめていきたいと思っております、その中で、なかなか予算が伸びていかないということになると、民間資金を1つは投資という形、もう一つは寄附という形で何としても、ある程度大きなパイにしていかなければならない。これは、将来の研究開発についても至上命令だと思うんです。ですから、あらゆる手段をとということと同時に、さっき御指摘があったように、こちらもうやはり民間を乗せていく努力をしなければいけない。あらゆるツールの中で、これを活用して努力をしていくことは、この3ページにも私たち自身が認めた上で、こんなことも兼ね合わせて、環境づくりも兼ね合わせて考えて対応していきたいということを目指させていただいております。

それと同時に、研究者自らもそういうマインドを持たなければいけないということで、そのことも含めて、こういう枠組みを是非積極的に考えていただきたいということがあります。

高等学校の就学支援金の話であります、これは高等学校を通じてということは無償化は、それこそ授業料の無償化なんです。だから、直接家計というよりも学校を通じての話になりますから、無償化されていくというのは、学資にしか使わないということはスキームとしてもはっきりしておりますので、そのことを御認識いただきたいということです。

もう一つの特典扶養控除の話ですが、いろいろ言いたいことはあると思うんですけれども、これはやはり政治的に一度ここに手を付けるか、付けないかというのは、整理してからの話にしましょう。ここで具体的な話を始めると、報道機関からは、そういう議論が始まってきたという解釈になりますし、そこは先行してはだめだと思いませんので、これ以上詳細にわたっての議論は避けたいと思います。

あとオリンピック、これもいろいろ議論を始めたら、どうなんだろうということもありますけれども、こういう時代ですから、おおらかに考えてもらって、余りこんなものにケチを付けるとせっかくのものが消えてしまうというか、やるんだったらケチを付けなくてやるというような気持ちの議論が必要ではないかと、この種の問題については、これは理屈じゃないんですよ、そういうことで、これはスポーツだけではなくて学術やいろんな世界の中で、やはり世界一ということに対する我々がどういう思

いを持ってそれに臨むかということで整理していくべきだと思っております。

○古本財務大臣政務官

もう一点だけ、ちなみに今でも、こういう類のものは総合課税する際に、50万引いて2分の1して課税していますから、そこでも相当インセンティブを見ているんです。それで、今後、億円プレーヤーのような方々が出てきて入賞なさったときに、本当におまけするんだらうかというのは、決してみそを付けるとかという議論ではなくて、きちんとした税の議論としてやってしかるべきだと思っております。

○峰崎財務副大臣

阿部政調会長、どうぞ。

○阿部社会民主党政政策審議会長

私も寄附税制については、日本の中に寄附という風土をどうやって定着させていくかということで、別途重要項目にも指定されておりますので、そのときお話をしたいと思いますが、今日の中川先生からの御提案は前向きに受けとめました。

もう一つ、これも中川先生と意見を一にいたしますが、実は高校の無償化、就学支援金のお話は、高校段階で世界各国、やはり授業料は無料となっているところが多い中で、我が国も是非この無償化という方向に1歩も2歩も踏み込んでいただきたいと思えます。

そのことと連携して、特定の扶養控除のことが話されますと、少しものの本質が違ってくるように思います。前々からお願いしておりますように、扶養控除あるいは特定扶養控除もそうですが、全体の税制の見直しの中で、これは民主党の皆さんも挙げておられる給付付き税額控除とかと全体のパッケージで論じていただきたくて、このための財源にこちらを削りますよというものは少し筋が違うと思えますので、事の進め方は先ほど中川先生がおっしゃられたようにお願いしたいと思えます。

以上です。

○峰崎財務副大臣

大分時間が経ってまいりましたが、先ほどの特定扶養控除の問題の提起の仕方は、今、阿部さんからもありましたが、大変重要な問題でございますので、出てくるときの議論の仕方はまた考えたいと思っております。

そのほか、どうぞ。

○渡辺総務副大臣

一言だけ、寄附税制の拡充は、こちら側に座っていると、どうも全部否定的に、ネガティブに、全部それはそうじゃないという悪いくせがついているような気がします。

でも、我々として寄附税制をやるのか、やらないのか、拡充するならこういう仕組みをつくっていくことが大事だということをちゃんと議論ができると思えます。全部跳ね返すような話ばかりになっていきますので、夢がなくなっていて、非常に中川先生の御指摘は夢を感じて、税調の議論の中で非常に前向きだったんだなと思って、

感慨深げに聞いておりました。でも、これはやるべきだということで少し時間をかけて検討できるんだと思います。

ありがとうございます。

○峰崎財務副大臣

長浜厚生労働副大臣、どうぞ。

○長浜厚生労働副大臣

経産のときにも申し上げたんですけれども、やはり研究開発が日本の将来に非常に大きくなってくると思いますので、研究開発力強化法に基づく寄附金には、先ほど古本さんの方からも経団連の枠のお話が出ましたけれども、例えばこの法律に指定されている私どものところには国立がん研究センターがあるんですけれども、個人ががんを治してもらったから寄附をしていこうという寄附の文化を育てていくというか、ここも大事だと思いますので、ひとつ御考慮いただければと思います。

○峰崎財務副大臣

ありがとうございました。今日は2つの省、とりあえず、議論を終わらせていただいて、明日は、予定では5時半からということにしておりますが、これは同じ場所で開催したいと思いますが、国会の動きがどうなってくるのか私もよくわかりませんが、一応予定では5時30分ということで、明日は農林水産省と総務省の要望項目についての議論を行います。また、時間が許せば要望にない項目についても議論を行いたいと思います。

本日の会議は以上で終わります。大変ありがとうございました。

〔閉会〕

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。